

【29 釈 文】安中藩郡奉行入之湯判鑑届

(明和元年：一七六四)

清水権大夫①

境澤 平蔵①

小林金兵衛①

土塩口より湯山出入之女、

其所之名主手形ニ、

我等三人之内、無ニ裏判一候ハ、

堅通申間敷候、為レ其

判鑑如レ斯候、以上

明和元年申八月

土塩村

名主・惣百姓

【29 読み下し文】

清水権大夫①

境澤 平蔵①

小林金兵衛①

土塩（ひじしお）口より湯山出入りの女、

其の所の名主手形に、

我等三人の内、裏判（うらはん）無く候はば

堅く通し申す間敷（まじく）候、其の為（ため）

判鑑（はんかがみ）斯（か）くの如く候、以上

明和元年申八月

土塩村

名主・惣百姓